

平成21年9月28日

顧問先各位

戸田会計事務所
 所長 戸田裕陽

どうなる？民主党税制

民主党政策集 INDEX2009 より

9月16日に発足した鳩山新政権の税制は2010年税制改正から順次実現されることとなります。具体的な法案はまだですが、総選挙に向けたマニフェスト等から民主党税制のかなりの部分が明らかにされています。その中の気になるものを見てみましょう。

◎ 法人税関連

- ① 中小企業の課税利益の800万円以下の部分の税率引下げ 18%→11% 2010年度から
- ② 一人オーナー会社（特殊支配同族会社）の役員給与の損金不算入廃止 2010年度から
- ③ 「租税特別措置透明化法」による租税特別措置の抜本的見直し 2010年度から

◎ 所得税・消費税関連

- ① 配偶者控除・扶養控除を廃止（特定扶養控除、老人扶養控除は存続）し「子ども手当」の給付に転換 2011年度以後
- ② 給与所得控除に上限を設定する一方で特定支出控除を使いやすくする 2011年度以後
- ③ 65歳以上の公的年金等控除額（非課税最低限度）引上げ 120万円→140万円 2011年度以後
- ④ 老年者控除（65歳以上、所得金額1000万円以下の者）復活 控除額50万円 2011年度以後
- ⑤ 保険料控除 対象保険商品を見直し控除限度額を15万円程度に引上げ 2011年度以後
- ⑥ 給付付き税額控除制度創設 2011年度以後

生活保護などの社会保障制度の見直しと合わせて

- イ) 基礎控除を廃止し「低所得者に対する生活支援を行う給付付き税額控除」を創設
- ロ) 就労時間の伸びに伴って増額する「就労を促進する給付付き税額控除」を創設
- ハ) 基礎的な消費支出にかかる消費税額につき「給付付き消費税額控除」を創設

これらの税額控除は控除する所得税額がない場合、給付金が発生するが、まずこの給付金相当額を社会保険料に充当。また、この制度による不正受給を防ぎ所得を正確に把握するためには、納税・社会保障に共通の番号制度の導入が不可欠

◎ 自動車諸税関連

- ① 揮発油税、地方道路税、軽油取引税、自動車重量税、自動車取得税、の暫定税率廃止 2010年度から
- ② 揮発油税、地方道路税、軽油取引税 ⇒ 「地球温暖化対策税」に一本化 2011年度以後
- ③ 自動車重量税、自動車税 ⇒ 「保有税」（地方税）に一本化 2011年度以後
- ④ 自動車取得税は廃止 2011年度以後